

鎌倉市国土強靱化地域計画

鎌 倉 市

令和4年（2022年）3月

目次

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 対象とする災害.....	2
第4節 計画期間.....	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
第1節 基本目標.....	3
第2節 事前に備えるべき目標.....	3
第3節 基本的な方針.....	3
第3章 地域の特性及び災害想定	5
第1節 地域の特性.....	5
第2節 災害想定.....	8
第4章 リスクシナリオ及び施策分野の設定	17
第1節 リスクシナリオの設定.....	17
第2節 施策分野の設定.....	19
第3節 脆弱性の評価.....	19
第5章 強靱化の推進方針	26
第1節 施策の設定.....	26
第2節 施策の推進方針及び取組.....	28
1 直接死を最大限防ぐ.....	28
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	44
3 必要不可欠な行政機能は確保する.....	47
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	48
5 経済活動を機能不全に陥らせない.....	49
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる.....	51
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	53
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	55
第6章 市地域計画の推進と見直し	58
第1節 市地域計画の推進体制.....	58
第2節 進捗管理.....	58
第3節 計画の見直し.....	58

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、度重なる大規模自然災害により、多くの尊い人命が失われ、莫大な経済的・社会的損失を被ってきました。

平成23年(2011年)に発生した東日本大震災では、想像を絶する巨大地震と大津波により、死亡者・行方不明者約1万9千人、家屋全壊13万棟、最大避難者約47万人、総額約16.9兆円に上る莫大な損害が発生し、さらに大規模自然災害に対する社会・経済システムの脆弱性が明らかになりました。

また、大規模自然災害の被害への復旧・復興も長期化傾向にあります。

これらを教訓として、これまでの大規模自然災害の被害に対する事後的対策から、大規模自然災害が発生した場合にも社会・経済システムを維持し、被害を最小化して迅速な復旧・復興を図る事前の防災が重要であることが認識され始めました。

このようなことから、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年(2014年)6月には「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。

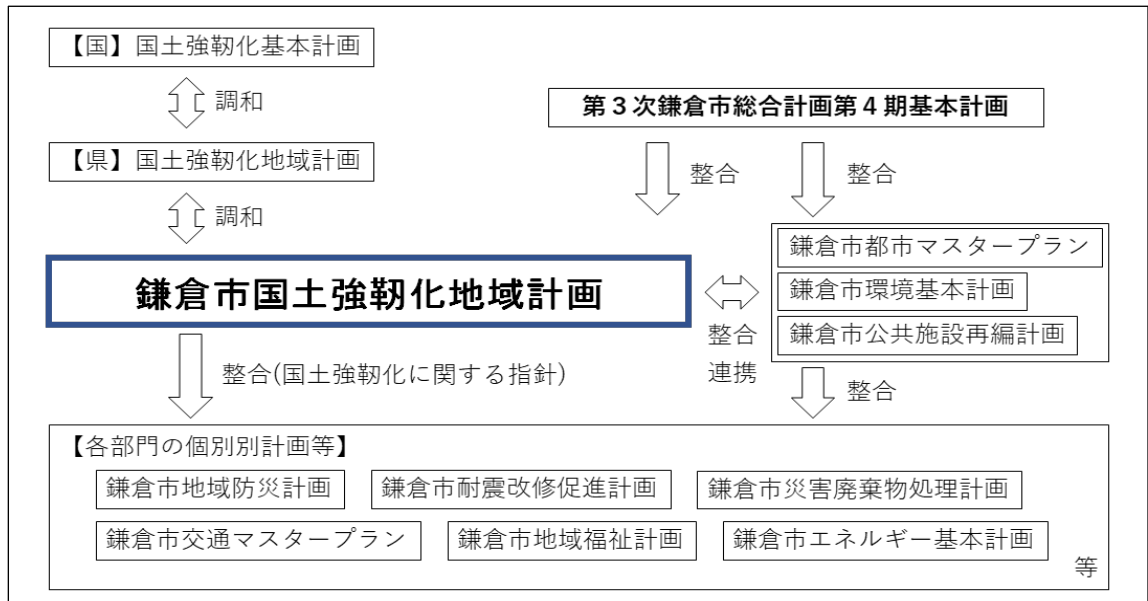
国土強靱化とは、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるよう、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

神奈川県(以下「県」という。)は、平成29年(2017年)3月、県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画」(以下「県地域計画」という。)を策定しました。

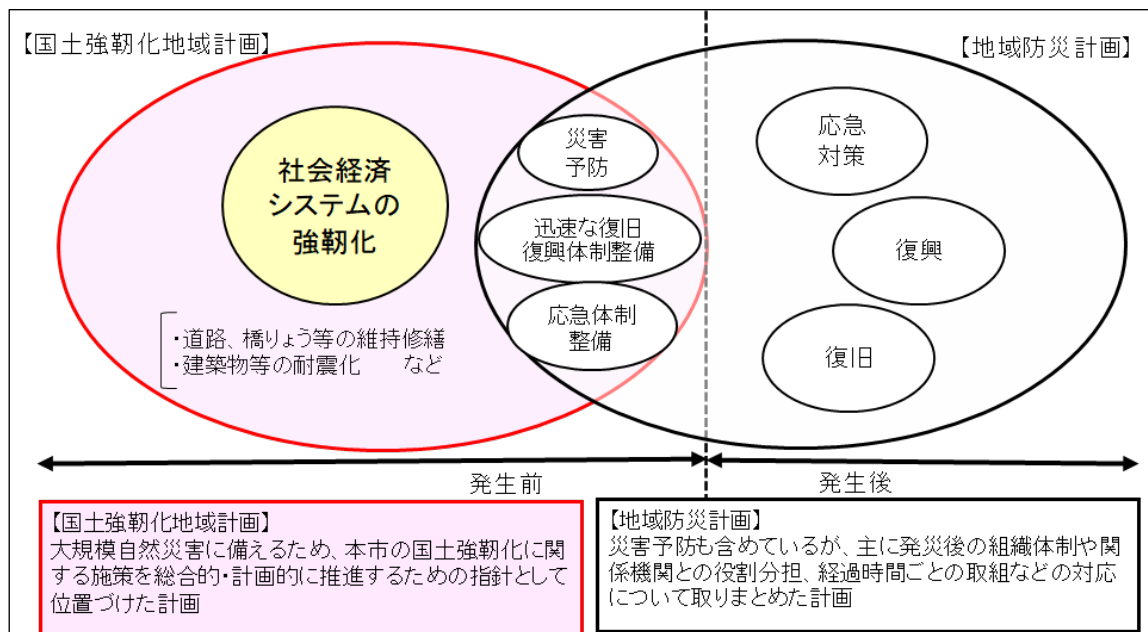
本市は、これら国、県の動きを受け、発生の蓋然性が高いとされる南海トラフ巨大地震等の大規模地震や津波、また、局地的な集中豪雨、台風等による河川の氾濫、土砂災害等の大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命・身体及び財産を守れるよう、強靱化に関する指針となる「鎌倉市国土強靱化地域計画」(以下「市地域計画」という。)を策定します。

第2節 計画の位置づけ

市地域計画は、基本法第13条に基づき策定する国土強靱化地域計画であり、「基本計画」、「県地域計画」との調和を図りつつ、本市市政の基本的な指針「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」との整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として位置づけます。



国土強靭化地域計画と地域防災計画の差異



第3節 対象とする災害

発生の蓋然性が高いとされる南海トラフ巨大地震のほか、三浦半島断層群の地震、大正型関東地震や津波、地球温暖化に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加など、大規模自然災害は、広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、市地域計画では、本市において想定される大規模自然災害全般を対象とします。

第4節 計画期間

市地域計画の期間は、令和4年度(2022年度)を始期とし、令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

第2章 計画の基本的な考え方

本市は、防災・減災と地域発展を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、将来都市像とする「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向けて、強くしなやかな地域づくりを進めます。

市地域計画は、基本計画との調和を保つため基本計画や基礎自治体の役割等を踏まえ、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を設定します。

第1節 基本目標

次の4項目を基本目標とします。

- 1 人命が最大限保護される
- 2 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- 4 迅速な復旧・復興が行われる

第2節 事前に備えるべき目標

基本目標の実現のため、市の自然災害に関する特性を考慮し、具体的に達成すべき目標を「事前に備えるべき目標」として、次のとおり設定します。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 基本的な方針

国土強靱化施策の推進にあたり、基本計画に定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画における「特に配慮すべき事項」を踏まえ、本市の国土強靱化に係る諸条件を念頭に、特に次の事項を重視します。

- 1 国土強靱化の取組姿勢
 - (1) 強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討して取組にあたる
 - (2) 短期的な視点に偏らず長期的な視野を持って計画的な取組にあたる
- 2 適切な施策の組み合わせ
 - (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた効果的な施策とする

- (2) 自助・共助・公助を組み合わせ、市と市民、事業者等が適切に連携・役割分担する
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平常時にも有効に活用されるよう工夫する

第3章 地域の特徴及び災害想定

第1節 地域の特徴

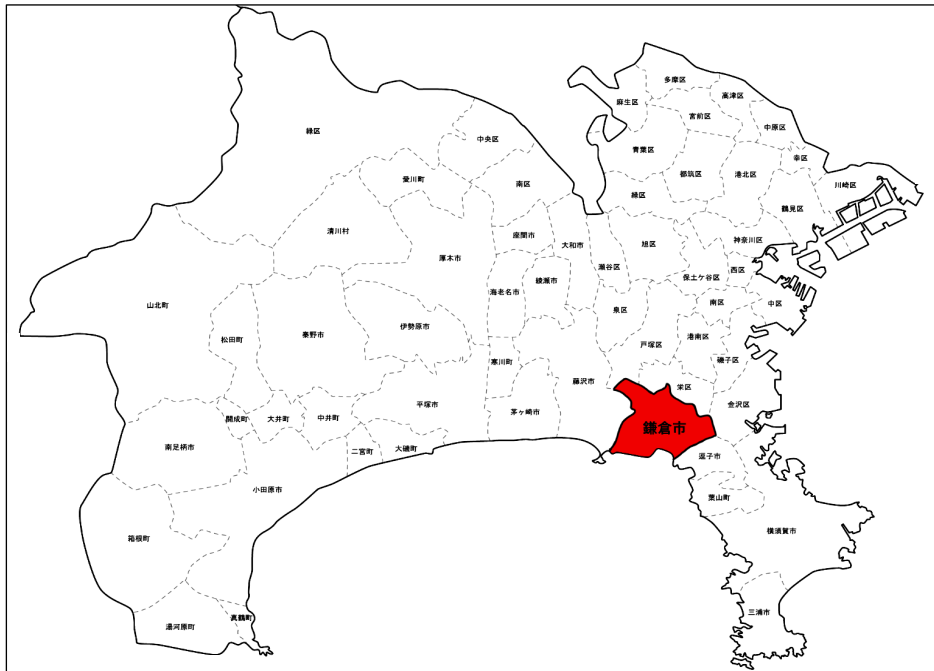
1 位置・面積

鎌倉市は、神奈川県南東、三浦半島の基部に位置しています。

東京都の中心部から約 50 kmの圏域にあり、東は逗子市・横浜市金沢区、西は藤沢市、北は横浜市戸塚区・横浜市栄区に接し、南は相模湾に面しています。

市域は東西 8.7km、南北 5.2km と東西に長く、面積は 39.66km²、県全体のおよそ 60 分の 1 の広さを占めています。

【鎌倉市の位置】



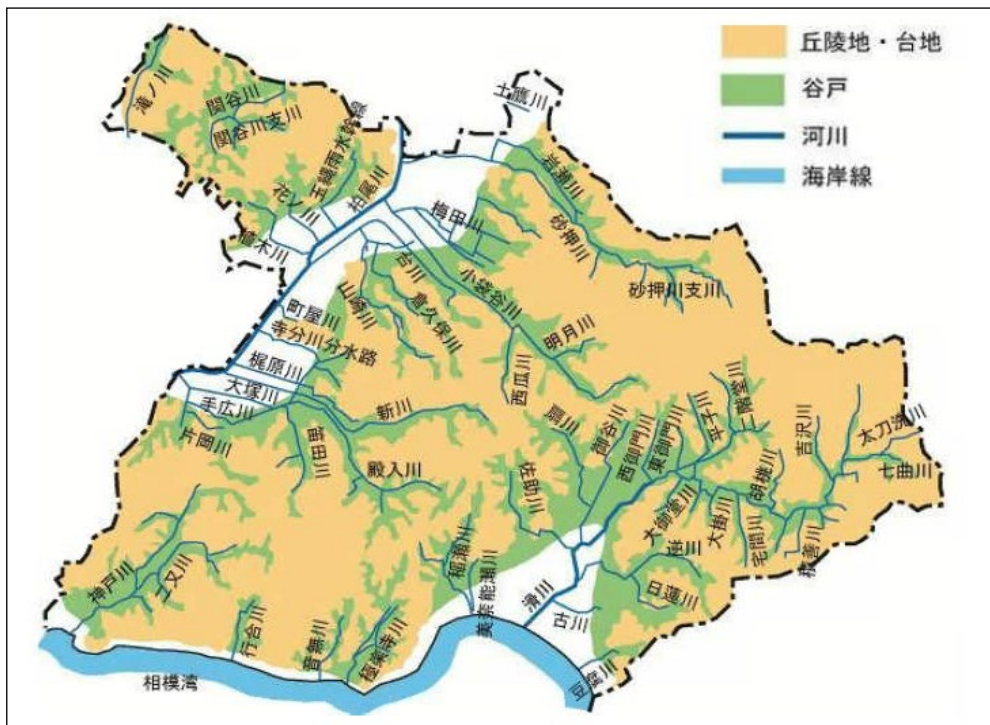
2 地形・河川

地形は、滑川、柏尾川沿いの沖積地、市内の大部分を占める丘陵地、関谷方面に広がる洪積台地で構成される、起伏に富んだ地形となっています。

また、滑川、柏尾川、砂押川などの中小河川は、丘陵地・台地と相まって、大小様々な谷戸地形を形作っています。

南の相模湾沿いには、東から材木座海岸、由比ヶ浜、七里ヶ浜といった海浜が形成されていますが、材木座海岸、由比ヶ浜は沖積低地に連なっているのに対して、七里ヶ浜は行合川付近のみが沖積低地で、海拔 15m 以上の高台が背後に広がっています。

【市内の地形・河川】



出典：鎌倉市緑の基本計画(平成23年(2011年)9月)

3 気候

三方を山に囲まれ、南側が海に面する地形の影響を受けるため、冬は暖かく夏は涼しく過ごしやすい気候となっています。

平成30年(2018年)から令和2年(2020年)までの3年間の平均気温は16.8℃、最高気温は35.1℃、最低気温はマイナス3.7℃、平均湿度は73.3%、県内の内陸部と比べ年間の気温差が小さいため、比較的温暖で暮らしやすい気候です。

風向は、季節風の影響もあり夏は南の風、冬は北の風が吹くことが多くなっています。

4 土地利用

市域39.66km²のうち、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」指定区域が約9.89km²、「首都圏近郊緑地保全法」指定区域が2.94km²、「都市緑地法」特別緑地保全区域が約0.49km²であり、市域の約3分の1を占めています。

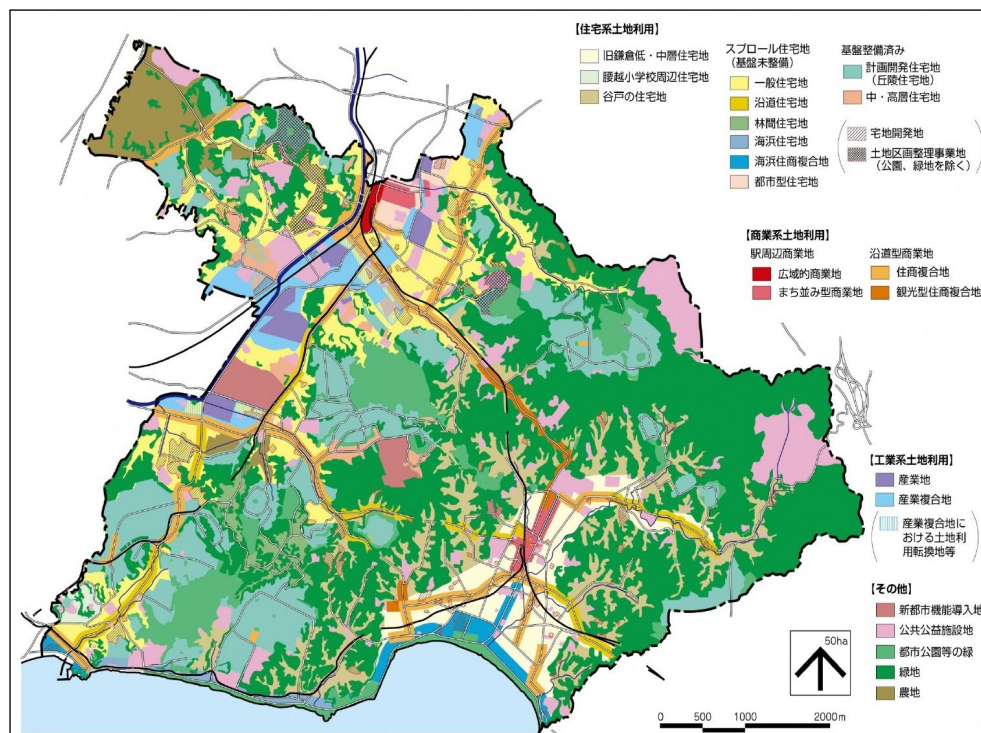
これらの区域は、古都としての佇まいを醸し出すなど、良好な環境づくりに大きく貢献しています。

また、市域のうち32.13km²は宅地造成工事規制区域に指定されています。

市街地は、住宅系用地の空き家の増加や、工業系用地の土地利用転換による産業活力の低下が生じています。

社会経済状況が激変する中、都市機能の強化、地域の歴史的・自然的特性の維持、周辺景観との調和や活力あるまちづくりなど、均衡のとれた土地利用の維持が求められています。

【土地利用区分】



出典：鎌倉市都市マスタープラン(平成 27 年(2015 年) 9 月)

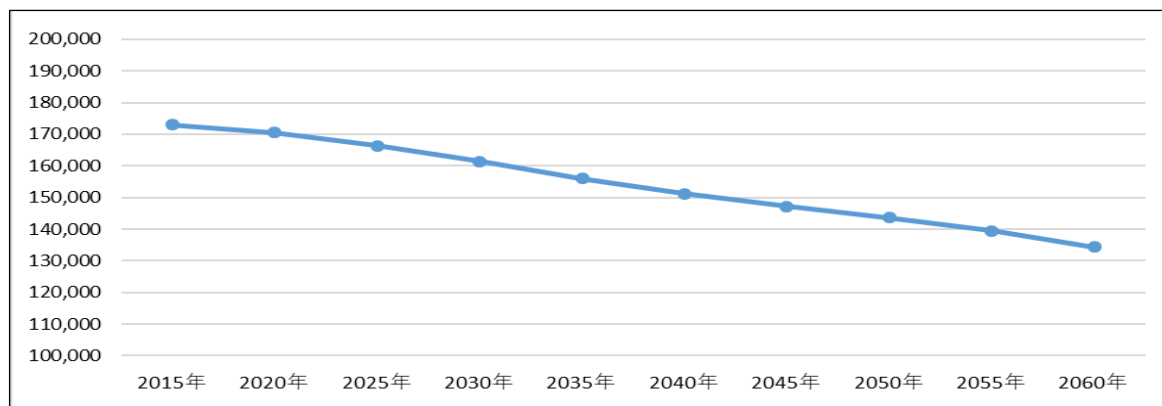
5 人口の見通し

平成 17 年(2005 年)以降 17 万人台を維持していますが、令和 7 年(2025 年)には 17 万人を下回るものと推計されます。その後、令和 42 年(2060 年)には、約 13.5 万人にまで減少するものと予測しています。

平成 27 年(2015 年)と令和 7 年(2025 年)の人口を比較すると、0～14 歳の年少人口は 2,736 人減少し 17,899 人(11.9%から 10.8%)に、15～64 歳の生産年齢人口は 3,736 人減少し、95,670 人(57.5%で割合は変わらず)に、65 歳以上の老年人口は 153 人減少し 52,825 人(30.6%から 31.7%)になることが推計されており、少子高齢化がより一層進行することが見込まれます。

人口の変化は、市税収入の減少や扶助費負担の増加につながるため、人口の年齢構成バランスに配慮し、急激な減少を防ぐ人口誘導を図る必要があります。

【総人口の推計】



出典：第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画(令和 2 年(2020 年) 4 月)

第2節 災害想定

1 地震災害

神奈川県が実施した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、本市に直接の大きな影響を与える南海トラフ巨大地震、三浦半島断層群の地震、大正型関東地震を想定地震とします。

本市の被害想定は次のとおりです。

【被害想定】

被害の種類		想定地震	南海トラフ 巨大地震	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	
建物被害	全壊棟数	棟	3,250	1,080	13,400	
	半壊棟数	棟	1,520	6,050	12,880	
火災被害	出火件数	箇所	0	—	60	
	焼失棟数	棟	0	20	7,850	
自力脱出困難者		人	0	90	2,140	
災害時 要 援 護 者	うち 避難 者 数	高齢者	人	1,940	1,820	13,300
		要介護度 3以上	人	570	530	3,890
人的 被害	死者数		人	800	50	2,530
	負傷者数		人	40	1,270	5,690
	(うち重傷者数)		人	0	50	370
避難者数	1～3日目		人	14,210	13,290	97,280
	1か月後		人	11,300	10,790	77,660
帰宅 困難者数	直後		人	11,810	11,810	11,810
	2日後		人	0	0	11,810
津波による 被害	建物		棟	4,990	0	2,350
	死者数		人	800	—	1,920
エレベーター停止台数		台	—	210	210	
電力	停電件数		軒	125,950	125,950	125,950
都市ガス	供給停止件数(※)		戸	0	0	65,960
LPガス	ボンベ被害数		戸	0	160	210
上水道	断水人口		人	—	29,680	133,430
下水道	機能支障人口		人	1,280	6,260	18,170
通信	不通回線数		回線	68,010	64,510	65,700
災廃棄物		万トン	57	37	340	

出典：神奈川県地震被害想定調査(平成27年(2015年)3月)

※都市ガスの供給停止件数(戸)は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するためにガスの供給を停止する件数です。被害がないと確認された地域では速やかにガスの供給を再開します。

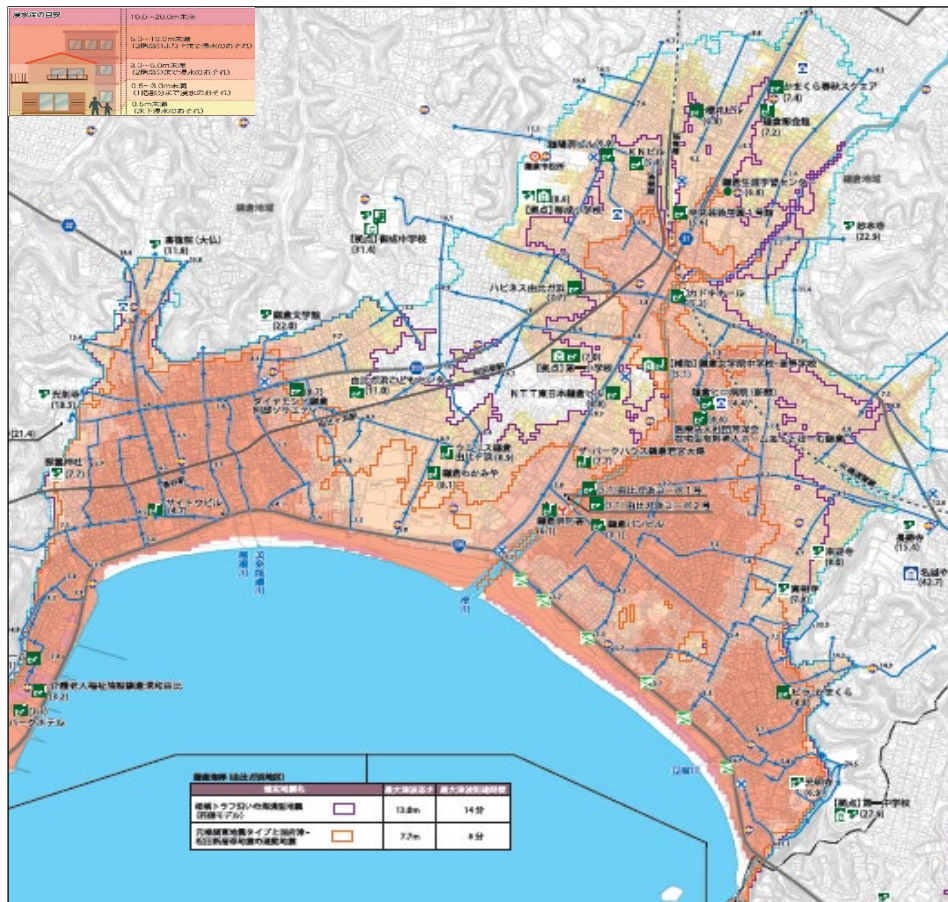
【参考】

想定地震名	マグニチュード	鎌倉市で想定 される最大震度	発生確率
南海トラフ 巨大地震	9.0	震度5強	30年以内に70%程度
三浦半島 断層群の地震	7.0	震度6強	30年以内に6～11%
大正型 関東地震	8.2	震度7	30年以内はほぼ0% (200～400年間隔で発生)

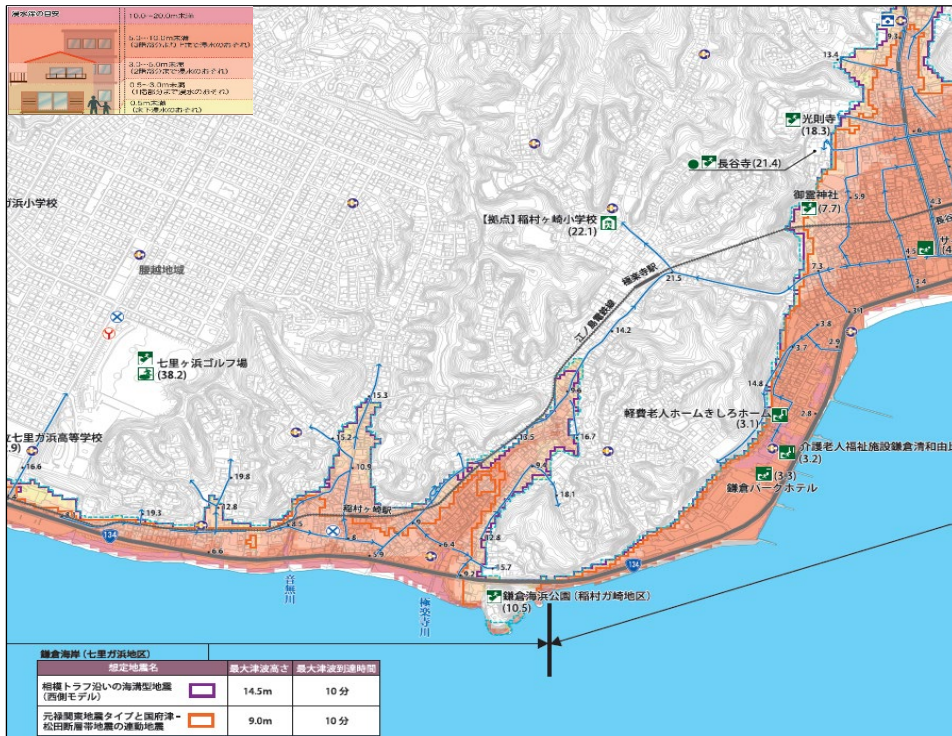
2 津波災害

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成 27 年(2015 年) 3 月に神奈川県が公表した津波浸水想定における浸水域、浸水深及び最大津波高さを災害想定とします。

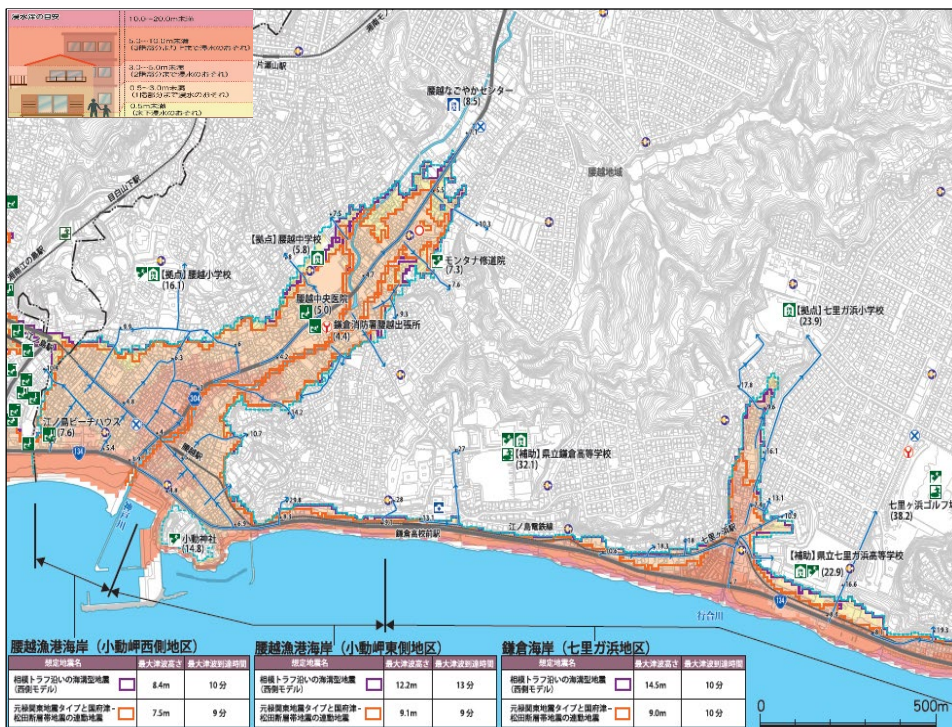
(1) 由比ガ浜・材木座エリア



(2) 坂ノ下・稲村ガ崎エリア



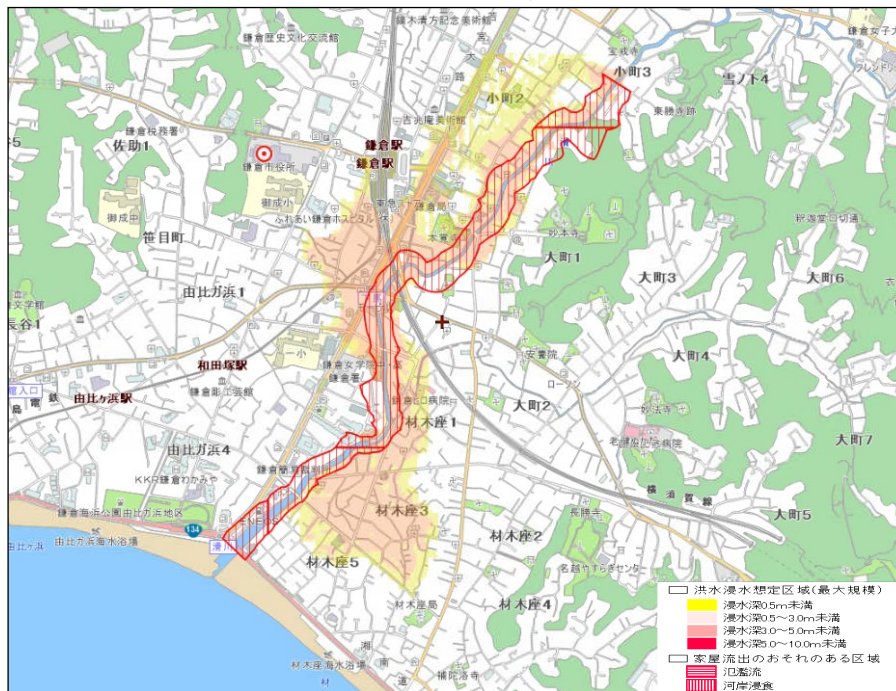
(3) 腰越・七里ガ浜エリア



3 水害

神奈川県が公表した「想定し得る最大規模等の降雨」により河川が氾濫した場合に浸水が想定される洪水浸水域、浸水深及び浸水継続時間を災害想定とします。

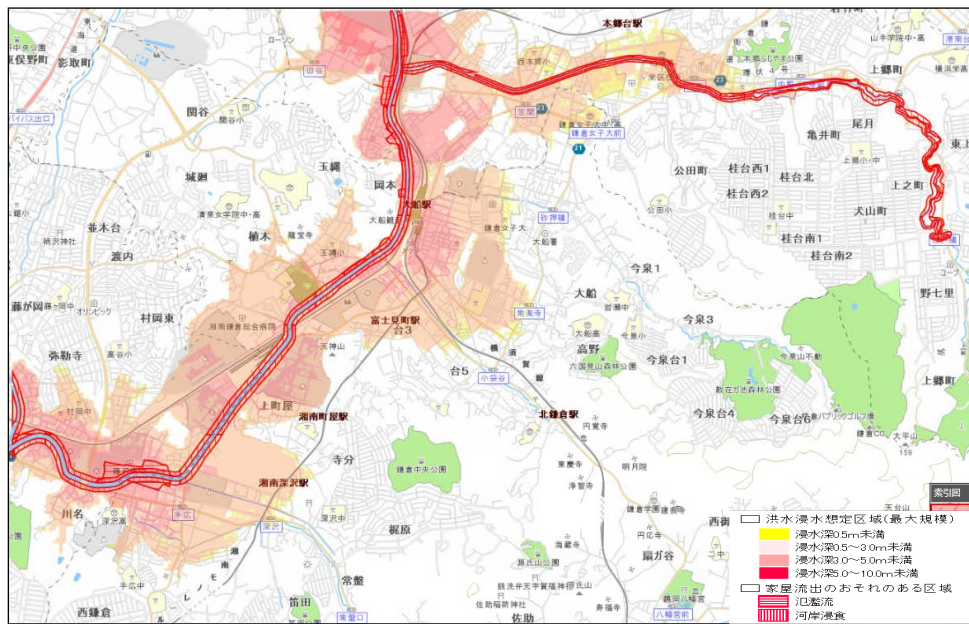
(1) 滑川流域(令和2年(2020年)4月公表)



(2) 神戸川流域(令和元年(2019年)12月公表)



(3) 柏尾川流域(平成 30 年(2018 年) 1 月公表)



手広交差点付近
(平成 26 年(2014 年)台風第 18 号)



大船駅東口
(平成 26 年(2014 年)台風第 18 号)

4 土砂災害

土砂災害防止法に基づき神奈川県が区域指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を災害想定とします。(令和3年(2021年)5月現在)

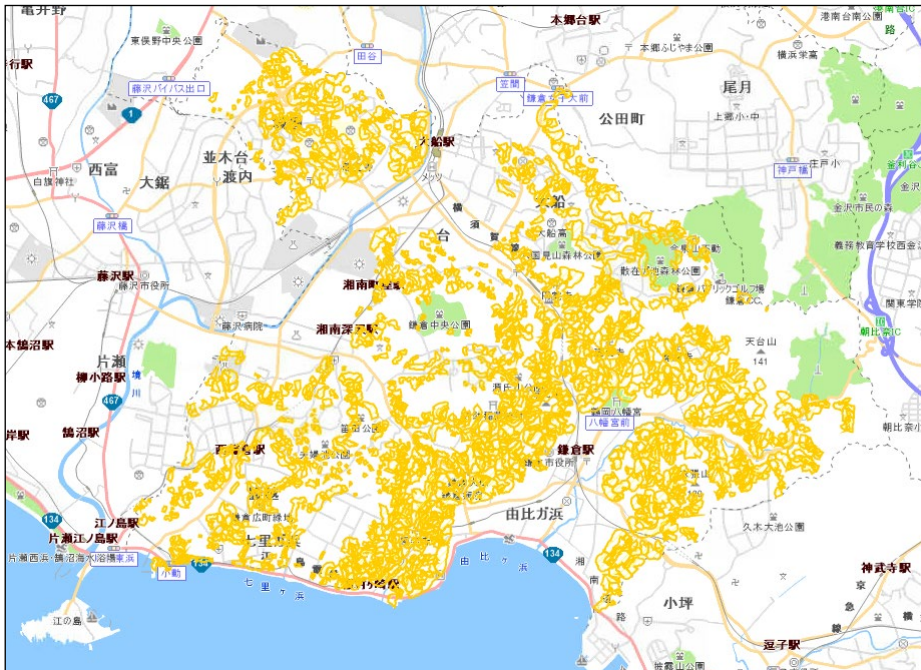
(1) 土砂災害警戒区域(土石流)



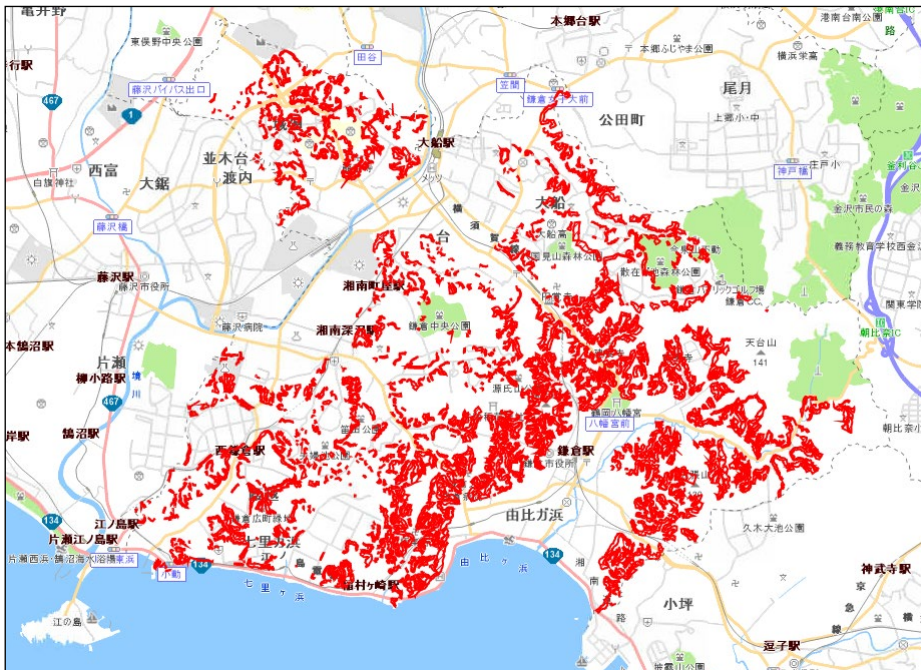
(2) 土砂災害特別警戒区域(土石流)



(3) 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)



(4) 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)



二階堂地区
(令和元年(2019年)台風第15号)



栄光坂
(令和元年(2019年)台風第15号)

5 高潮

水防法に基づき令和3年(2021年)5月に神奈川県が区域指定した浸水想定区域を災害想定とします。

(1) 材木座・由比ガ浜・坂ノ下エリア

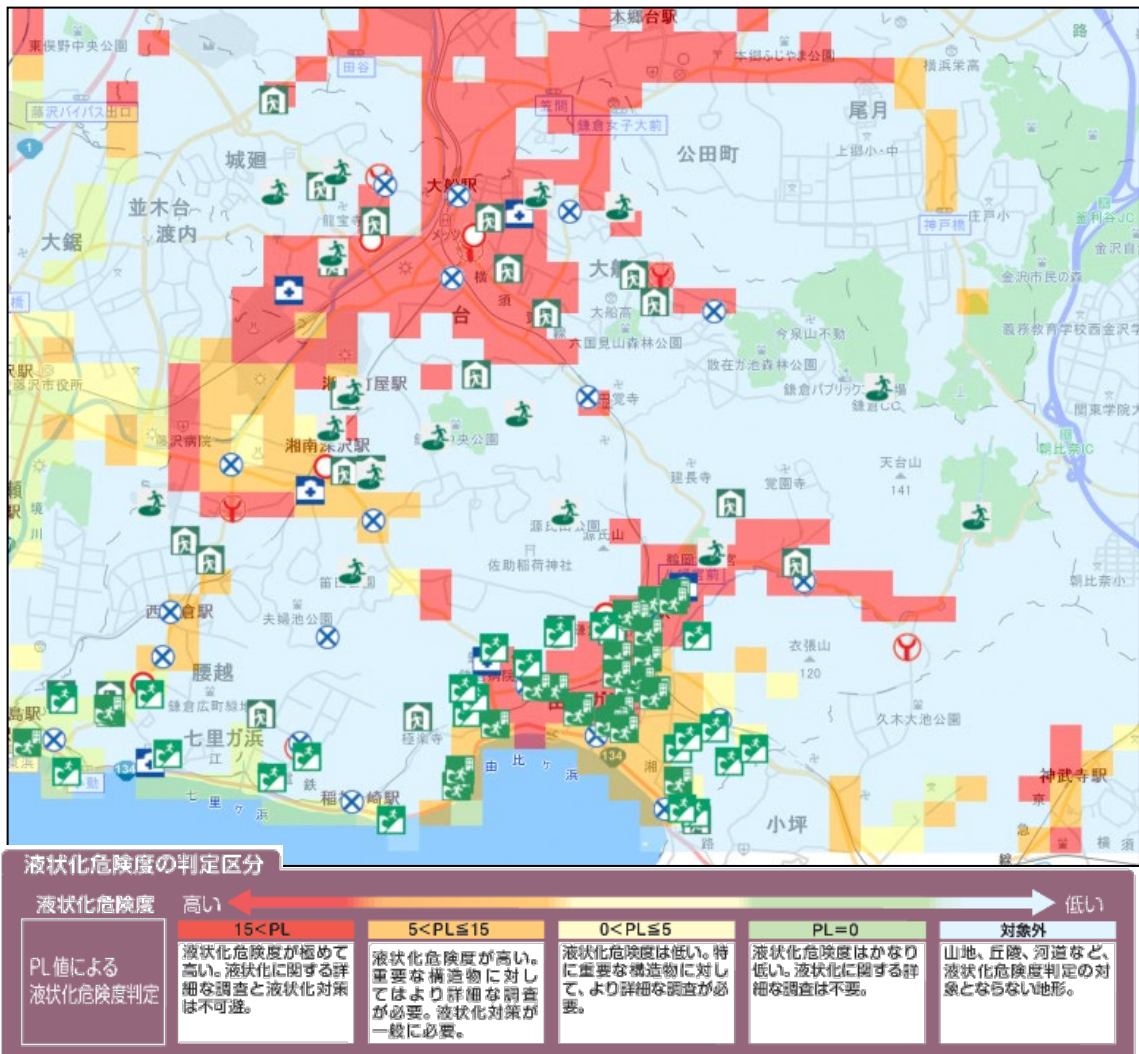


(2) 稲村ガ崎・七里ガ浜・腰越エリア



6 液状化

平成 27 年 (2015 年) 3 月に神奈川県が公表した PL 値 (※地盤の液状化の激しさの程度を総合的に表す指数) による液状化危険度を災害想定とします。



第4章 リスクシナリオ及び施策分野の設定

第1節 リスクシナリオの設定

4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と目標達成を阻害する最悪のシナリオ及びその妨げとなる事態として、33の「起きてはならない最悪の事態」（以下「リスクシナリオ」という。）を設定しました。

【リスクシナリオ】

直接死を最大限防ぐ	
1	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疾病・感染症の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
必要不可欠な行政機能は確保する	
3	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
経済活動を機能不全に陥らせない	
5	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4 食料等の安定供給の停滞

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第2節 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するための施策として、県地域計画における施策分野や本市の地域特性を勘案し、次の5つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

【個別施策分野】

- ・ 行政機能／警察・消防等
- ・ 住宅・国土保全・交通
- ・ 保健医療・福祉
- ・ 産業・エネルギー・環境
- ・ 教育・文化

【横断的分野】

- ・ リスクコミュニケーション
- ・ 老朽化対策

第3節 脆弱性の評価

33のリスクシナリオごとに、本市が取り組んでいる国土強靱化に資する施策について整理しました。

本市が取り組んでいる施策は、「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」の主な取組から抽出し、第5章で強靱化の推進方針などをとりまとめています。

さらに、リスクシナリオの回避に向けて、現状を改善するため今後どのような施策を推進するべきかについて、脆弱性の評価として整理しています。

評価の結果は、表1のとおりです。

国土強靱化に資する施策の整理、脆弱性の評価等

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野						横断的施策分野		脆弱性の評価
		行政機能／警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション	老朽化対策		
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	<p>1 総合的な防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画の実効性向上 ●防災訓練実施 ●防災啓発事業実施 ●防災行政用無線のデジタル化更新等の各種広報手段の充実 ●各種通信手段の効果的な運用 ●被災者への援助 <p>2 建築物等の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●窓口耐震相談 ●耐震改修工事費用の補助 ●耐震改修に関するアドバイザー派遣 ●危険ブロック塀等の除却及び除却後のフェンス設置補助 <p>3 地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の活動への支援 <p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難路面シート等の誘導標識設置 ●年齢・性別・障害等の有無・国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 ●防災施設等管理台帳の更新 ●避難行動要支援者支援制度の充実 ●避難訓練実施 <p>7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受援体制整備 <p>8 危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民・職員への危機意識の啓発 ●災害対策本部訓練実施 ●関係機関等との連携・協力体制構築 <p>9 消防施設の整備・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急自動車の更新 ●消防団強化(団員の安全対策、器具置場の再整備) ●消火栓新設 <p>10 消防・救急・救助体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救急技術の向上 ●実戦的訓練実施 <p>12 様々な組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象とする普通救命講習実施 ●市内コンビニへのAED配置 ●地元企業との連携強化 <p>14 災害に強いまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発事業に係る協議・調整 ●立地適正化計画の策定後、運用 ●宅地耐震化の推進 <p>26 スポーツ施設の管理・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設の適切な管理 <p>28 観光客の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光行事の安全対策 	<p>2 建築物等の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断義務路線での一定の高さ以上の建築物に対する耐震診断費用補助 ●現地耐震診断補助 <p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難路整備 <p>5 がいけ・急傾斜地対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既成宅地等における災害防止工事資金助成 ●急傾斜地崩壊危険区域で県が施工する防災工事への費用負担 ●市民等からの工事相談箇所の早期指定促進 ●県への崩壊防止工事促進要請 <p>15 道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路及び水路の境界確定 ●狭あい道路の拡幅整備 ●道路台帳の整備 ●良好で円滑な道路機能の保持 ●都市計画道路の整備の促進 ●無電柱化推進 <p>16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕 	<p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度充実 23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備 	<p>12 様々な組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地元企業との連携強化 	<p>20 地域固有の景観資源の保存活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観重要建築物等の耐震対策 24 社会に開かれた教育課程の実現 ●児童生徒への安全教育の実施 25 学校施設の計画的な整備 ●学校施設や児童等の安全対策 ●公共施設再編計画を踏まえた計画的整備 29 文化財の保護及び継承体制の充実 ●台風で被災した史跡の災害復旧 ●建造物等の文化財の耐震対策 	<p>1 総合的な防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自助・共助・公助の役割分担と連携 <p>2 建築物等の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有者等への意識啓発、知識の普及 ●相談窓口設置 <p>3 地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民への防災知識の普及啓発 ●災害発生時の的確な安全行動等の普及 <p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度充実 <p>12 様々な組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象とした普通救命講習実施 	<p>9 消防施設の整備・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●庁舎老朽化による事故防止 ●消防団器具置場の再整備 <p>16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕 <p>25 学校施設の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校施設の老朽化対策 ●公共施設再編計画を踏まえた計画的整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●建造物等の文化財の保護 ●景観重要建築物等の適切な保全 ●学校施設及び各種設備の老朽化対策 ●スポーツ施設の整備 ●地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実 ●情報伝達体制の充実 ●戸建住宅、特定建築物やマンション等の耐震化 ●危険ブロック塀等の除却 ●特定建築物やマンション等の耐震化 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●平素からの観光客への対応方策や体制の構築 	
1	直接死を最大限防ぐ	<p>1 総合的な防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画の実効性向上 ●防災訓練実施 ●火災防災啓発事業実施 ●防災行政用無線のデジタル化更新等の各種広報手段の充実 ●各種通信手段の効果的な運用 ●被災者への援助 <p>3 地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の活動への支援 ●街頭消火器の整備 <p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難路面シート等の誘導標識設置 ●年齢・性別・障害等の有無・国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 ●避難行動要支援者支援制度の充実 ●避難訓練実施 <p>7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受援体制整備 <p>8 危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民・職員への危機意識の啓発 ●災害対策本部訓練実施 ●関係機関等との連携・協力体制構築 <p>9 消防施設の整備・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急自動車の更新 ●消防団強化(団員の安全対策、器具置場の再整備) ●消火栓新設 <p>10 消防・救急・救助体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救急技術の向上 ●実戦的訓練実施 <p>11 火災予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災予防の指導・広報・相談受付 ●住宅用火災警報器設置の普及啓発 ●火気使用設備・器具等の設置審査 ●災害弱者が利用する事業所への立入検査強化 ●火災原因、損害調査及び年度査察計画に基づく査察 <p>12 様々な組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象とする普通救命講習実施 ●市内コンビニへのAED配置 ●地元企業との連携強化 <p>14 災害に強いまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発事業に係る協議・調整 ●立地適正化計画の策定後、運用 <p>26 スポーツ施設の管理・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設の適切な管理 <p>28 観光客の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光行事の安全対策 	<p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難路整備 <p>19 都市公園の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●樹木剪定・伐採 	<p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度充実 23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備 	<p>20 地域固有の景観資源の保存活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観重要建築物等の防火対策 ●児童生徒への安全教育の実施 25 学校施設の計画的な整備 ●学校施設や児童等の安全対策 29 文化財の保護及び継承体制の充実 ●建造物等の文化財の火災対策 	<p>3 地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の活動への支援 <p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度充実 <p>11 火災予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災予防の指導・広報・相談受付 ●住宅用火災警報器設置の普及啓発 <p>12 様々な組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象とする普通救命講習実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●建造物等の文化財の保護 ●景観重要建築物等の適切な保全 ●地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実 ●情報伝達体制の充実 ●消防施設の整備充実 ●救急車の適正利用の啓発 ●防火意識の高揚 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり ●平素からの観光客への対応方策や体制の構築 			
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	<p>1 総合的な防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画の実効性向上 ●防災訓練実施 ●火災防災啓発事業実施 ●防災行政用無線のデジタル化更新等の各種広報手段の充実 ●各種通信手段の効果的な運用 ●被災者への援助 <p>3 地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の活動への支援 ●街頭消火器の整備 <p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難路面シート等の誘導標識設置 ●年齢・性別・障害等の有無・国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 ●避難行動要支援者支援制度の充実 ●避難訓練実施 <p>7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受援体制整備 <p>8 危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民・職員への危機意識の啓発 ●災害対策本部訓練実施 ●関係機関等との連携・協力体制構築 <p>9 消防施設の整備・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急自動車の更新 ●消防団強化(団員の安全対策、器具置場の再整備) ●消火栓新設 <p>10 消防・救急・救助体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救急技術の向上 ●実戦的訓練実施 <p>11 火災予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災予防の指導・広報・相談受付 ●住宅用火災警報器設置の普及啓発 ●火気使用設備・器具等の設置審査 ●災害弱者が利用する事業所への立入検査強化 ●火災原因、損害調査及び年度査察計画に基づく査察 <p>12 様々な組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象とする普通救命講習実施 ●市内コンビニへのAED配置 ●地元企業との連携強化 <p>14 災害に強いまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発事業に係る協議・調整 ●立地適正化計画の策定後、運用 <p>26 スポーツ施設の管理・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設の適切な管理 <p>28 観光客の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光行事の安全対策 	<p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難路整備 <p>19 都市公園の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●樹木剪定・伐採 	<p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度充実 23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備 	<p>20 地域固有の景観資源の保存活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観重要建築物等の防火対策 ●児童生徒への安全教育の実施 25 学校施設の計画的な整備 ●学校施設や児童等の安全対策 29 文化財の保護及び継承体制の充実 ●建造物等の文化財の火災対策 	<p>3 地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の活動への支援 <p>4 避難対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度充実 <p>11 火災予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災予防の指導・広報・相談受付 ●住宅用火災警報器設置の普及啓発 <p>12 様々な組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象とする普通救命講習実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●建造物等の文化財の保護 ●景観重要建築物等の適切な保全 ●地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実 ●情報伝達体制の充実 ●消防施設の整備充実 ●救急車の適正利用の啓発 ●防火意識の高揚 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり ●平素からの観光客への対応方策や体制の構築 			

国土強靱化に資する施策の整理、脆弱性の評価等

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野		脆弱性の評価
		行政機能／警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション	老朽化対策	
1 直接死を最大限防ぐ	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上 ●津波避難訓練実施 ●津波防災啓発事業実施 ●防災行政用無線のデジタル化更新等の各種広報手段の充実 ●各種通信手段の効果的な運用 ●被災者への援助 3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援 4 避難対策の推進 ●避難路面シート等の誘導標識増設 ●年齢・性別、障害等の有無、国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 ●防災施設等管理台帳の更新 ●避難行動要支援者支援制度の充実 ●津波避難訓練実施 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ●市民・職員への危機意識の啓発 ●災害対策本部訓練実施 ●関係機関等との連携・協力体制構築 10 消防・救急・救助体制の強化 ●救急技術の向上 ●実戦的訓練実施 12 様々な組織との連携 ●市民を対象とする普通救命講習実施 ●市内コンビニへのAED配置 ●地元企業との連携強化 14 災害に強いまちづくりの推進 ●開発事業に係る協議・調整 ●立地適正化計画の策定後、運用 28 観光客の安全・安心の確保 ●観光行事の安全対策	4 避難対策の推進 ●避難路整備 17 下水道施設の災害対策 ●幹線管渠等の地震・津波対策 18 河川・水路施設の整備 ●定期的な点検・維持管理 ●河床・護岸基礎部の修繕 ●準用河川の浚渫 ●大塚川から新川への分水事業	4 避難対策の推進 ●避難行動要支援者支援制度充実 23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備	27 漁業環境の整備・保全 ●腰越漁港区域の施設管理及び海浜整地 ●船揚場・漁具倉庫等の設置に向けた調査・設計及び行政手続き	24 社会に開かれた教育課程の実現 ●児童生徒への安全教育の実施 25 学校施設の計画的な整備 ●学校施設や児童等の安全対策	1 総合的な防災体制の強化 ●自助・共助・公助の役割分担と連携 ●津波防災啓発事業実施 4 避難対策の推進 ●避難行動要支援者支援制度充実	18 河川・水路施設の整備 ●河床・護岸基礎部の修繕	●地震・津波避難対策 ●地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実 ●情報伝達体制の充実 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり ●平素からの観光客への対応策や体制の構築
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1 総合的な防災体制の強化 ●防災訓練実施 ●洪水・高潮防災啓発事業実施 ●防災行政用無線のデジタル化更新等の各種広報手段の充実 ●各種通信手段の効果的な運用 ●被災者への援助 3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援 4 避難対策の推進 ●避難路面シート等の誘導標識増設 ●年齢・性別、障害等の有無、国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 ●避難行動要支援者支援制度の充実 ●避難訓練実施 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ●市民・職員への危機意識の啓発 ●災害対策本部訓練実施 ●関係機関等との連携・協力体制構築 12 様々な組織との連携 ●地元企業との連携強化 14 災害に強いまちづくりの推進 ●深沢地区の防災拠点としての機能強化 28 観光客の安全・安心の確保 ●観光行事の安全対策	4 避難対策の推進 ●避難路整備 6 浸水対策の推進 ●雨水排水施設の修繕工事、浚渫 ●雨水排水施設の整備 17 下水道施設の災害対策 ●幹線管渠等の老朽化対策 18 河川・水路施設の整備 ●定期的な点検・維持管理 ●河床・護岸基礎部の修繕 ●準用河川の浚渫 ●大塚川から新川への分水事業	4 避難対策の推進 ●避難行動要支援者支援制度充実 23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備	14 災害に強いまちづくりの推進 ●深沢地区の防災拠点としての機能強化	24 社会に開かれた教育課程の実現 ●児童生徒への安全教育の実施 25 学校施設の計画的な整備 ●学校施設や児童等の安全対策	1 総合的な防災体制の強化 ●自助・共助・公助の役割分担と連携 ●洪水・高潮防災啓発事業実施 3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援 4 避難対策の推進 ●避難行動要支援者支援制度充実	17 下水道施設の災害対策 ●幹線管渠等の老朽化対策 18 河川・水路施設の整備 ●河床・護岸基礎部の修繕	●地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実 ●情報伝達体制の充実 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり ●浸水被害防止に向けた雨水施設整備 ●局地的な集中豪雨による未整備河川・水路等の浸水リスク
	1-5 大規模な火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上 ●防災訓練実施 ●土砂災害防災啓発事業実施 ●防災行政用無線のデジタル化更新等の各種広報手段の充実 ●各種通信手段の効果的な運用 ●被災者への援助 3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援 4 避難対策の推進 ●避難路面シート等の誘導標識設置 ●年齢・性別、障害等の有無、国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 ●防災施設等管理台帳の更新 ●避難行動要支援者支援制度の充実 ●避難訓練実施 5 がけ・急傾斜地対策の推進 ●既成宅地等における災害防止工事資金助成 ●急傾斜地崩壊危険区域防災工事への費用負担 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ●市民・職員への危機意識の啓発 ●災害対策本部訓練実施 ●関係機関等との連携・協力体制構築 12 様々な組織との連携強化 ●地元企業との連携強化	4 避難対策の推進 ●避難路整備	4 避難対策の推進 ●避難行動要支援者支援制度充実 23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備	24 社会に開かれた教育課程の実現 ●児童生徒への安全教育の実施 25 学校施設の計画的な整備 ●学校施設や児童等の安全対策	1 総合的な防災体制の強化 ●自助・共助・公助の役割分担と連携 ●土砂災害防災啓発事業実施 3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援 4 避難対策の推進 ●避難行動要支援者支援制度充実	●地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実 ●情報伝達体制の充実 ●がけや急傾斜地の崩壊防止工事及び防災工事の推進 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり		

国土強靱化に資する施策の整理、脆弱性の評価等

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野		脆弱性の評価
		行政機能／警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション	高齢化対策	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上 ●災害応援協定締結 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●物資備蓄 ●受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力 22 再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進 ●公共施設への再生可能エネルギー導入促進	15 道路の整備 ●国道に関する協議・調整 ●狭あい道路の拡幅整備 ●良好で円滑な道路機能の保持 ●都市計画道路の整備促進 ●無電柱化推進 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕 22 再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進 ●住宅への再生可能エネルギー導入促進		22 再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進 ●事業所への再生可能エネルギー導入促進		8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力		●備蓄品の確保 ●災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組
	2-2 孤立地域等の同時発生	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上 ●災害応援協定締結 5 がけ・急傾斜地対策の推進 ●既成宅地等における災害防止工事資金助成 ●急傾斜地崩壊危険区域防災工事への費用負担 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力	15 道路の整備 ●国道に関する協議・調整 ●狭あい道路の拡幅整備 ●良好で円滑な道路機能の保持 ●都市計画道路の整備促進 ●無電柱化推進 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕	23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上		8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力		●がけ・急傾斜地対策 ●緊急輸送道路の整備 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕	
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上 ●災害応援協定締結 3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力 10 消防・救急・救助体制の強化 ●救急技術の向上 ●救急救命士の養成 12 様々な組織との連携 ●消防団との連携 14 災害に強いまちづくりの推進 ●深沢地区の防災拠点としての機能強化	15 道路の整備 ●国道に関する協議・調整 ●狭あい道路の拡幅整備 ●良好で円滑な道路機能の保持 ●都市計画道路の整備促進 ●無電柱化推進 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕	23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備		8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力		●消防・救急・救助体制の強化 ●緊急輸送道路の整備 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕	
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上 4 避難対策の推進 ●年齢・性別・障害等の有無、国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力 28 観光客の安全・安心の確保 ●観光行事の安全対策				4 避難対策の推進 ●年齢・性別・障害等の有無、国籍等に応ずる多様なニーズの把握		●一時避難所・備蓄品の確保 ●観光客への対応方策や体制の構築	
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力 10 消防・救急・救助体制の強化 ●救急技術の向上 ●救急救命士の養成	15 道路の整備 ●国道に関する協議・調整 ●狭あい道路の拡幅整備 ●良好で円滑な道路機能の保持 ●都市計画道路の整備促進 ●無電柱化推進 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕	23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備			16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕	●災害時医療体制の整備 ●消防・救急・救助体制の強化 ●緊急輸送道路の整備 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕	
	2-6 被災地における疾病・感染症の大規模発生	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上(病院・医師会等との連携) ●災害応援協定締結 4 避難対策の推進 ●年齢・性別・障害等の有無、国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力	17 下水道施設の災害対策 ●幹線管渠等の持続型下水道幹線再整備	23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備		4 避難対策の推進 ●年齢・性別・障害等の有無、国籍等に応ずる多様なニーズの把握	17 下水道施設の災害対策 ●幹線管渠等の老朽化対策	●災害時医療体制の整備 ●備蓄品の確保	
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上(病院・医師会等との連携) ●災害応援協定締結 4 避難対策の推進 ●年齢・性別・障害等の有無、国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 8 危機管理体制の整備 ●関係機関等との連携・協力		23 災害時の医療救護活動の充実 ●災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上 ●迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備		4 避難対策の推進 ●年齢・性別・障害等の有無、国籍等に応ずる多様なニーズの把握		●災害時医療体制の整備 ●消防・救急・救助体制の強化 ●緊急輸送道路の整備	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援 13 防犯に適したまちづくりの推進 ●自治・町内会等が行う防犯対策への支援 ●防犯カメラ設置費用助成						●自主防災組織と連携した防災体制の充実 ●防犯に適したまちづくりの推進	
	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	2 建築物等の耐震化の推進 ●公共施設の耐震化等 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 ●災害応援協定締結 8 危機管理体制の整備 ●職員への危機意識醸成 14 災害に強いまちづくりの推進 ●深沢地区の防災拠点としての機能強化				8 危機管理体制の整備 ●職員への危機意識醸成		●建築物等の耐震化 ●災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組	

国土強靱化に資する施策の整理、脆弱性の評価等

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野		脆弱性の評価
		行政機能／警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション	高齢化対策	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	1 総合的な防災体制の強化 ●防災行政用無線のデジタル化等の各種広報手段充実 ●県防災行政通信網・MCA無線等各種通信手段の効果的な運用 4 避難対策の推進 ●ICT等を活用した的確な情報収集及び情報発信			1 総合的な防災体制の強化 ●企業等の自助体制強化		4 避難対策の推進 ●ICT等を活用した的確な情報発信		●情報伝達体制の充実 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	1 総合的な防災体制の強化 ●防災行政用無線のデジタル化等の各種広報手段充実 ●県防災行政通信網・MCA無線等各種通信手段の効果的な運用 ●観光客等への情報提供 4 避難対策の推進 ●年齢・性別・障害等の有無、国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 ●ICT等を活用した的確な情報収集及び情報発信						●情報伝達体制の充実 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり	
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	1 総合的な防災体制の強化 ●防災行政用無線のデジタル化等の各種広報手段充実 ●県防災行政通信網・MCA無線等各種通信手段の効果的な運用 4 避難対策の推進 ●多様なニーズに配慮した避難所体制の整備 ●ICT等を活用した的確な情報収集及び情報発信 12様々な組織との連携 ●消防団との連携 28観光客の安全・安心の確保 ●観光行事の安全対策						●情報伝達体制の充実 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		15道路の整備 ●国県道に関する協議・調整 ●狭あい道路の拡幅整備 ●都市計画道路の整備促進 ●無電柱化推進 16道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕		1 総合的な防災体制の強化 ●企業等の自助体制強化			●緊急輸送道路の整備 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕	
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響		15道路の整備 ●国県道に関する協議・調整 ●狭あい道路の拡幅整備 ●都市計画道路の整備促進 ●無電柱化推進 16道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕 22再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進 ●住宅への再生可能エネルギー導入促進		1 総合的な防災体制の強化 ●企業等の自助体制強化 22再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進啓発 ●事業者への再生可能エネルギー導入促進		●緊急輸送道路の整備 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕		
	5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		15道路の整備 ●国県道に関する協議・調整 ●狭あい道路の拡幅整備 ●都市計画道路の整備促進 ●無電柱化推進 16道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕		1 総合的な防災体制の強化 ●企業等の自助体制強化 22再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進啓発 ●事業者への再生可能エネルギー導入促進		●緊急輸送道路の整備 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕		
	5-4 食料等の安定供給の停滞		15道路の整備 ●国県道に関する協議・調整 ●狭あい道路の拡幅整備 ●都市計画道路の整備促進 ●無電柱化推進 16道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕		1 総合的な防災体制の強化 ●企業等の自助体制強化		●緊急輸送道路の整備 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕		

国土強靱化に資する施策の整理、脆弱性の評価等

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野		脆弱性の評価
		行政機能／警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション	老朽化対策	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	1 総合的な防災体制の強化 ● 平常時から他市町との相互支援体制整備 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ● 受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ● 関係機関等との相互連携・協力体制整備 22 再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進 ● 再生可能エネルギーの積極的導入	15 道路の整備 ● 国県道に関する協議・調整 ● 狭あい道路の拡幅整備 ● 都市計画道路の整備促進 ● 無電柱化推進 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ● 老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕		1 総合的な防災体制の強化 ● 企業等の自動体制強化 22 再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進 ● 事業者への再生可能エネルギー導入促進啓発				● 低炭素まちづくりの推進 ● 災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組 ● 緊急輸送道路の整備 ● 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕
	6-2 下水道等の長期間にわたる機能停止	1 総合的な防災体制の強化 ● 平常時から他市町との相互支援体制整備 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ● 受援体制整備	17 下水道施設の災害対策 ● 下水道BCP(業務継続計画)運用の実効性向上 ● 下水道施設の耐震化 ● 持続型下水道幹線再整備				17 下水道施設の災害対策 ● 下水道施設の耐震化	● 重要路線にある管路施設の耐震化 ● 下水道施設の耐震化 ● 海岸線に設置した幹線管渠等の地震・津波対策 ● 災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	1 総合的な防災体制の強化 ● 平常時から他市町との相互支援体制整備 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ● 受援体制整備	17 下水道施設の災害対策 ● 下水道BCP(業務継続計画)運用の実効性向上 ● 下水道施設の耐震化				17 下水道施設の災害対策 ● 下水道施設の耐震化	● 下水道施設の耐震化 ● 災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組	
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止	1 総合的な防災体制の強化 ● 平常時から警察・交通事業者との相互支援体制整備 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ● 受援体制整備	15 道路の整備 ● 国県道に関する協議・調整 ● 狭あい道路の拡幅整備 ● 都市計画道路の整備促進 ● 無電柱化推進 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ● 老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕					● 建築物等の耐震化の推進 ● 防火対策の向上 ● 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ● 緊急輸送道路の整備	
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	1 総合的な防災体制の強化 ● 平常時から防災関連事業者との相互支援体制整備 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ● 受援体制整備	18 河川・水路施設の整備 ● 定期的な点検・維持管理 ● 河床・護岸基礎部の修繕 ● 準用河川の浚渫 ● 大塚川から新川への分水事業 19 都市公園の適正な管理 ● 都市公園整備					● 河川水路施設の整備	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死者の発生	1 総合的な防災体制の強化 ● 地域防災計画の実効性向上 ● 自助・共助・公助の役割分担と連携 3 地域防災力の強化 ● 自主防災組織の活動への支援 ● 街頭消火器の整備 4 避難対策の推進 ● 避難路面シート等の誘導標識設置 ● 年齢・性別・障害等の有無・国籍等の多様なニーズに配慮した避難所体制整備 ● 避難行動要支援者支援制度の充実 ● 避難訓練実施 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ● 受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ● 関係機関等との相互連携・協力体制整備 9 消防施設の整備・管理 ● 緊急自動車の更新 ● 消防団強化(団員の安全対策、器具置場の再整備) ● 消火栓新設 10 消防・救急・救助体制の強化 ● 救急技術の向上 ● 実戦的訓練実施 11 火災予防対策の推進 ● 火災予防の指導・広報・相談受付 ● 住宅用火災警報器設置の普及啓発 ● 火気使用設備・器具等の設置審査 ● 災害弱者が利用する事業所への立入検査強化 ● 火災原因、損害調査及び年度査察計画に基づく査察 12 様々な組織との連携 ● 市民を対象とする普通救命講習実施 ● 市内コンビニへのAED配置 14 災害に強いまちづくりの推進 ● 立地適正化計画の策定後、運用	4 避難対策の推進 ● 避難路整備 11 火災予防対策の推進 ● 住宅用火災警報器の普及啓発 15 道路の整備 ● 国県道に関する協議・調整 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ● 老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕		20 地域固有の景観資源の保存活用 ● 景観重要建築物等の防火対策 29 文化財の保護及び継承体制の充実 ● 建造物等の文化財の保護	1 総合的な防災体制の強化 ● 自助・共助・公助の役割分担と連携 2 建築物等の耐震化の推進 ● 窓口耐震相談 3 地域防災力の強化 ● 市民への防災知識の普及啓発 ● 災害発生時の的確な安全行動等の普及 ● 防災訓練実施 11 火災予防対策の推進 ● 火災予防の指導・広報・相談受付 ● 住宅用火災警報器設置の普及啓発 ● 火気使用設備・器具等の設置審査 ● 災害弱者が利用する事業所への立入検査強化 ● 火災原因、損害調査及び年度査察計画に基づく査察 12 様々な組織との連携 ● 市民を対象とした普通救命講習実施	● 建造物等の文化財の保護 ● 消防施設の整備充実 ● 防火対策の推進及び防火意識の高揚 ● 救急車の適正利用の啓発 ● 防火意識の高揚 ● 災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり		
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	8 危機管理体制の整備 ● 関係機関等との相互連携・協力体制整備 14 災害に強いまちづくりの推進 ● 応急危険度判定等の体制整備	2 建築物等の耐震化の推進 ● 耐震診断義務路線での一定の高さ以上の建築物に対する耐震診断費用補助 ● 耐震診断義務路線沿道の木造建築物等に耐震改修工事費等の補助 17 下水道施設の災害対策 ● 下水道BCP(業務継続計画)運用の実効性向上					● 建築物等の耐震化 ● 災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり	

国土強靱化に資する施策の整理、脆弱性の評価等

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野		脆弱性の評価
		行政機能／警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション	老朽化対策	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上 ●災害応援協定締結 ●被災者への援助 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 14 災害に強いまちづくりの推進 ●開発事業に係る協議・調整 ●立地適正化計画の策定後、運用	19 都市公園の適正な管理 ●都市公園整備		21 ごみの適切な処理体制の構築 ●安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築 ●災害時の国、県、他自治会とのネットワーク構築 ●鎌倉市災害廃棄物処理計画の逐次見直し等による実効性向上				●都市公園整備・管理体制の充実 ●景観重要建築物等の適切な保全 ●ごみの適切な処理体制の構築 ●学校施設及び各種設備の老朽化対策 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	1 総合的な防災体制の強化 ●被災者への援助 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 14 災害に強いまちづくりの推進 ●開発事業に係る協議・調整 ●立地適正化計画の策定後、運用	15 道路の整備 ●国県道に関する協議・調整 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 ●老朽化した道路・橋りょう・トンネルの修繕						●災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長年にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	1 総合的な防災体制の強化 ●被災者への援助 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 8 危機管理体制の整備 ●国、県との連携・協力 14 災害に強いまちづくりの推進 ●開発事業に係る協議・調整 ●立地適正化計画の策定後、運用	6 浸水対策の推進 ●雨水排水施設の修繕工事、浚渫 ●雨水排水施設の整備 17 下水道施設の災害対策 ●下水道BCP(業務継続計画)運用の実効性向上 ●下水道施設の耐震化 ●持続型下水道幹線再整備 18 河川・水路施設の整備 ●定期的な点検・維持管理 ●河床・護岸基礎部の修繕 ●準用河川の浚渫 ●大塚川から新川への分水事業						●浸水対策 ●道路・橋りょう・トンネルの維持修繕
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援 13 防災に適したまちづくりの推進 ●自治・町内会等への支援				20 地域固有の景観資源の保存活用 ●景観重要建築物等の保護 29 文化財の保護及び継承体制の充実 ●建造物等の文化財の保護 ●文化財の保存	3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援		●文化財の保護 ●景観重要建築物等の適切な保全 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	1 総合的な防災体制の強化 ●地域防災計画の実効性向上 ●災害応援協定締結 ●被災者への援助 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備 ●受援体制整備 14 災害に強いまちづくりの推進 ●開発事業に係る協議・調整 ●立地適正化計画の策定後、運用	19 都市公園の適正な管理 ●都市公園整備				3 地域防災力の強化 ●自主防災組織の活動への支援		●都市公園整備・管理体制の充実 ●災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組 ●災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり

第5章 強靱化の推進方針

第1節 施策の設定

脆弱性の評価結果に基づき、事前に備えるべき目標の妨げとなる33のリスクシナリオを回避するため29の施策を設定し、リスクシナリオごとに当該施策の推進方針及び主な取組を取りまとめました。

施策一覧は、表2のとおりです。

【施策の推進方針(凡例)】

施策名

推進方針	当該施策の推進方針を記載
主な取組	当該施策の主な取組を例示 【 】内は担当課

施策一覧

番号	施策
施策1	総合的な防災体制の強化
施策2	建築物等の耐震化の推進
施策3	地域防災力の強化
施策4	避難対策の推進
施策5	がけ・急傾斜地対策の推進
施策6	浸水対策の推進
施策7	業務継続計画（BCP）運用体制の整備
施策8	危機管理体制の整備
施策9	消防施設の整備・管理
施策10	消防・救急・救助体制の強化
施策11	火災予防対策の推進
施策12	様々な組織との連携
施策13	防犯に適したまちづくりの推進
施策14	災害に強いまちづくりの推進
施策15	道路の整備
施策16	道路・橋りょう・トンネルの維持修繕
施策17	下水道施設の災害対策
施策18	河川・水路施設の整備
施策19	都市公園の適正な管理
施策20	地域固有の景観資源の保存活用
施策21	ごみの適切な処理体制の構築
施策22	再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進
施策23	災害時の医療救護活動の充実
施策24	社会に開かれた教育課程の実現
施策25	学校施設の計画的な整備
施策26	スポーツ施設の管理・整備
施策27	漁業環境の整備・保全
施策28	観光客の安全・安心の確保
施策29	文化財の保護及び継承体制の充実

第2節 施策の推進方針及び主な取組

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐ

●リスクシナリオ1-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

〈施策1〉総合的な防災体制の強化

推進 方針	市民はもとより帰宅困難者も視野に入れ、自助・共助・公助の役割分担と連携を踏まえた、強靱化(レジリエンス)の視点に立った総合的な自然災害対策を講じます。
主な 取組	<p>○防災運営事業【総合防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の運用を行うとともに、防災訓練及び各種防災啓発事業を行います。 <p>○災害時広報事業【総合防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報提供及び情報伝達体制の強化を図るため、防災行政用無線のデジタル化に伴う更新をはじめとした各種広報手段の充実を図ります。 <p>○災害対策本部機能強化事業【総合防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に初期体制の強化を図るため、県防災行政通信網の運営及びMCA無線の運用など、各種通信手段の効果的な運用を図ります。 <p>○災害救助事業【福祉総務課、生活福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災及び異常な自然現象により被害を受けた方に対して、災害援助を行います。

〈施策2〉建築物等の耐震化の推進

推進方針	住宅・建築物等による被害の軽減を図るため、耐震化を促進します。
主な取組	<p>○建築相談事業【建築指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅に関する窓口耐震相談を実施し、現地耐震診断及び耐震改修工事費用の補助を行います。 ・共同住宅について、耐震改修に関するアドバイザーの派遣及び耐震診断費用の補助を行います。 ・市が指定した耐震診断義務路線の、一定の高さ以上の建築物について、耐震診断費用の補助を行います。また、そのうち木造建築物等について耐震改修工事費等の補助を行います。 ・危険ブロック塀等の除却及び除却後のフェンス設置について補助を行います。 <p>○公共建築物の耐震化【公的不動産活用課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市耐震改修促進計画に定める鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針に沿って、公共建築物の耐震化を進めるとともに、地震発生時における安全性の向上を図るため、老朽化した公共建築物の外壁タイル等の大規模修繕を進めます。

〈施策3〉地域防災力の強化

推進方針	市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る。皆のまちは、皆で守る。」という基本理念に沿って自主防災組織の育成強化を図ります。また、平常時から地域における相互支援の体制を整備します。
主な取組	<p>○防災活動事業【総合防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ防災の基本である「自分たちの地域は自分たちで守る」ことの共通認識を育てるため、自主防災組織の活動への支援を行うとともに、街頭消火器の整備などを行います。

〈施策4〉避難対策の推進

<p>推進方針</p>	<p>地震や津波発生時の避難路を整備するとともに、避難経路や避難方法について防災講話や避難訓練を通じて市民に周知し、避難態勢を整備するとともに、年齢・性別、障害等の有無、国籍などの多様なニーズに配慮した避難所体制の整備を進めます。また、ICTなどの新たなテクノロジーを活用し、的確に情報収集・情報発信ができる環境を整えます。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○避難対策推進事業【総合防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波等の避難経路を明示する避難路面シート等の誘導標識を増設します。 ・災害時における市民及び帰宅困難者用の備蓄や多様なニーズに配慮した避難所の体制整備を進めます。 ・防災施設等管理台帳の更新や避難行動要支援者支援制度の充実を図り、共助による減災の取組を推進します。 ・各種訓練を実施し、市民等の防災意識と防災力の向上を図ります。 ・広域的災害時における対応の必要性が生じた際や法の指定を受け際には、それぞれの要請に基づく必要な対策を行います。

〈施策5〉がけ・急傾斜地対策の推進

<p>推進方針</p>	<p>がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○がけ地対策事業【みどり公園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既成宅地等におけるがけ崩れ及び土砂の流出等による災害防止の工事資金を助成します。 ・急傾斜地崩壊危険区域で神奈川県が施工する防災工事への費用負担を行います。 ・市民等からの工事相談箇所の早期指定の促進及び崩壊防止工事の促進を、神奈川県に要請します。

〈施策7〉業務継続計画（BCP）運用体制の整備

<p>推進方針</p>	<p>災害等が発生した際に、非常時優先業務を滞りなく遂行するため、人員体制、庁舎・通信設備、情報システム、備蓄等に関して事前の準備を整えます。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○危機管理推進事業【総合防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時業務継続計画（BCP）の実効性を高めるため、訓練及び災害従事職員対応備蓄品等の確保を行い、職員意識の向上及び組織体制の整備等を図ります。 ・大規模災害発生に備え、人的応援、物的応援に関する受援体制の整備を図ります。

<施策8>危機管理体制の整備

<p>推進方針</p>	<p>市民や観光客の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を推進するとともに、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○危機管理推進事業【総合防災課】 ・さまざまな危機管理事象に備えた対策を推進するため、職員の危機意識を醸成する研修等を開催するとともに、災害対策本部訓練等を行います。</p>

<施策9>消防施設の整備・管理

<p>推進方針</p>	<p>災害時の活動拠点となる消防庁舎・消防団器具置場、高機能消防指令センターなどの消防施設や各設備の整備・管理を進めるとともに、職員の養成を行います。 また、消防庁舎の移転の検討を進め、様々な災害に強い消防の組織・機能の総合的な整備を図ります。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○消防施設管理事業【消防総務課】 ・庁舎の老朽化による事故を防止し、公務が円滑に執行できる職場環境を確保します。 ・災害時の拠点としての消防庁舎機能の維持管理を行います。</p> <p>○消防団運営事業【消防総務課】 ・消防団の運営、活動に必要な消防団の車両、資機材及び器具置場等の整備並びに団員報酬等の支出などを行います。 ・消防団員の安全対策を図るため装備を充実します。</p> <p>○消防施設整備事業【消防総務課】 ・建築年が古い消防団器具置場の再整備を行います。</p> <p>○消火栓管理事業【警防救急課】 ・水道事業者が行う配水管の新設及び交換等にあわせて適地を選定し、消火栓を新設する等、水道法の規定に基づき消火栓の維持管理を図ります。</p> <p>○車両購入事業【警防救急課】 ・各種緊急自動車の計画的な更新を行います。</p>

<施策10>消防・救急・救助体制の強化

<p>推進方針</p>	<p>複雑、多様化する火災・救急及び救助活動に対応するため、職員の知識と技術の向上を図ります。増加傾向にある救急需要に対しては、救急車の適正利用の理解を促進するとともに、救命率向上のため、市内AED設置場所の情報提供や応急手当の普及啓発活動を積極的に進めます。</p> <p>また、実戦的な訓練を継続し災害活動の充実に努めます。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○警防活動事業【警防救急課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警防活動に必要な備品の整備及び機器の保守点検等を行います。 ・消防学校における各種研修を受講し、技術向上を図ります。 <p>○救急活動事業【警防救急課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の養成に加え、救急救命士の病院での再教育や救急隊員の研修への参加を通し、救急技術の向上を図ります。 ・新たにロボットスーツを導入し救急隊員の現場活動での負担軽減を図ります。 <p>○指令活動事業【指令情報課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線の管理運営を行います。 ・機器及びシステムの更新時期に合わせて高機能消防指令センターを更新します。 ・消防本部機能の深沢移転に伴う高機能消防指令センター構築の基本設計を実施します。

<施策12>様々な組織との連携

<p>推進方針</p>	<p>大規模災害時における防災体制の充実のため、地元企業、消防団、自主防災組織などの組織との連携・強化に努め、災害に強いまちづくりを目指します。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○救急活動事業【警防救急課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象に普通救命講習を実施し、消防車と公共施設に加え、市内のコンビニエンスストアへAEDを引き続き配置し、救命率のさらなる向上を目指します。

<施策14>災害に強いまちづくりの推進

<p>推進方針</p>	<p>近年多発するさまざまな自然災害への備えを強化するとともに、都市機能などの適正な立地と諸機能の連携により、災害発生後の復旧・復興力を備えた災害に強いまちづくりを推進します。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○都市調整運営事務【都市調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強く、市民の福祉を高め、かつ環境保全に配慮した安全で快適なまちづくりの実現を図るため、開発事業に係る協議及び調整等の事務手続を行います。 <p>○都市計画運営事務【都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能などの適正な立地と諸機能の連携、防災面にも対応した都市づくりを推進していくため、立地適正化計画の策定後、運用します。 <p>○深沢地域整備事業【深沢地域整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い安全・安心で強靱なまちづくりの取組として、深沢地域整備事業を推進します。 <p>○宅地耐震化推進事業【開発審査課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震発生時の大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地耐震化の取組を推進します。 <p>○応急危険度判定等の体制整備事業【建築指導課、開発審査課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害を防止するため、災害発生直後より迅速に宅地及び建築物の安全性の判定活動ができるよう、また、他自治体との広域的な相互支援など、より充実した判定活動が行えるよう、協議会を通じて判定士の養成及び体制の整備を進めます。

<施策15>道路の整備

<p>推進 方針</p>	<p>だれもが安心して通行できる道路の整備に向け、歩行空間の確保、バリアフリー対策、無電柱化の検討を進めます。</p>
<p>主な 取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道(水)路調査事業【道水路調査課】 <ul style="list-style-type: none"> ・安全な市民生活の基礎となる道水路整備を的確に行うため、道路及び水路の境界確定を行うほか、狭あい道路を拡幅整備し、都市機能の向上を図ります。 ○道路台帳整備事業【道水路調査課】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理上の基礎的事項を総括して把握するため、道路台帳の整備を行います。 ○道路施設管理事業【道水路管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設利用者の安全性・快適性の向上等を図るため、良好で円滑な道路機能を保持します。 ○街路照明灯事業【道水路管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間等における歩行者及び通行車両の安全を確保するため、道路の街路照明灯の新設及び維持管理を行います。 ○交通安全施設維持事業【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で円滑な交通を確保するため、交通安全施設を改修するとともに、スクールゾーンの安全対策を行います。 ○交通安全施設整備事業【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者及び自転車利用者の交通安全を目的とした道路整備を行います。 ○国県道対策運営事務【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・良好な道路交通機能等の向上を図るため、国・県等が建設する都市計画道路等に関する協議・調整を行います。 ○道路整備計画等運営事務【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路網の整備を図るため、神奈川県都市計画街路事業促進協議会の活動による都市計画道路の整備の促進を図ります。 ・無電柱化を推進する市町村長の会に加入し、国・民間等との連携・協力を図り、より一層の推進を図ります。

<施策16>道路・橋りょう・トンネルの維持修繕

<p>推進 方針</p>	<p>老朽化が進む道路・橋りょう・トンネルについて、計画的な維持修繕を行うことで強靱化を図り、災害時にも通行できるようにします。</p>
<p>主な 取組</p>	<p>○道路維持補修事業【道路課】 ・安全で円滑な交通を確保するため、道路の維持補修を行います。 ・トンネル、横断歩道橋及び大船駅のペDESTリアンデッキについて長寿命化計画に基づいた計画的な修繕を行います。</p> <p>○道路新設改良事業【道路課】 ・安全で円滑な交通を確保するため、道路舗裝修繕計画に基づいた計画的な修繕を行います。</p> <p>○橋りょう維持補修事業【道路課】 ・安全で円滑な交通を確保するため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕を行います。</p>

<施策20>地域固有の景観資源の保存活用

<p>推進方針</p>	<p>景観資源を活用し、地域ごとの個性豊かなまちづくりを行うため、歴史的建造物などの地域の固有の景観資源の保存活用に取り組みます。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○景観重要建築物等助成事業【都市景観課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市景観重要建築物等の保存又は活用のために必要な修繕工事に対する助成金を交付します。 <p>○扇湖山荘庭園防災工事事業【みどり公園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扇湖山荘庭園の斜面地崩落を防ぐための工事を行います。 <p>○旧華頂宮邸管理運営事業【都市景観課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等の適切な維持管理と、その費用に充てる施設維持協力金の確保を行います。 ・地元住民ボランティアと協力し、庭園及び建物の適切な維持管理に努めます。 <p>○歴史的風致形成建造物保存整備事業【各建造物の管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点区域内に点在する歴史的風致形成建造物について、その保存活用を図るため、必要に応じて耐震調査や改修設計、内装の修理や外観の修繕を含めた工事を行います。 <p>○社寺境内公衆トイレ改修・整備事業【観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の進んでいる社寺境内等の公衆トイレについて、ユニバーサルデザイン化と機能改善を図るための改修・整備を行います。

<施策23>災害時の医療救護活動の充実

<p>推進方針</p>	<p>災害が発生した際に備え、適宜、災害時医療救護マニュアルの見直しを図るとともに、災害時における救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう体制整備を進めます。</p>
<p>主な取組</p>	<p>○保健衛生運営事業【市民健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護マニュアルの逐次見直しによる実効性向上を図ります。 ・迅速・的確な医療救護活動の実施を可能とする体制整備を推進します。

<施策24>社会に開かれた教育課程の実現

推進方針	<p>児童生徒が、健やかで楽しく、充実した学校生活を送るため、学校・家庭・地域がさらなる連携を図り、児童生徒への安全教育の実施と安心・安全な環境づくりを推進します。</p>
主な取組	<p>○教育指導運営事業【教育指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達に段階に応じた防災教育の実施に取り組みます。 ・教職員の防災に関する研修を実施します。 ・災害の規模・被害状況を踏まえ、学校災害対策本部を設置するなど学校として組織的な災害対応を図ります。

<施策25>学校施設の計画的な整備

推進方針	<p>すべての児童生徒の良好な教育環境づくりのため、学校施設の老朽化対策や各種設備の更新、学習・生活環境の改善に資する整備を計画的に進めます。</p> <p>また、学校規模の適正化とともに、地域防災等の必要な機能を合わせ持った施設整備を進めます。</p>
主な取組	<p>○学校安全対策事業【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設や児童等の安全対策を講じます。 <p>○小学校施設管理運営事業【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の施設及び設備の機能を維持するため、各種点検、修繕等を行います。 <p>○小学校施設整備事業【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の老朽化対策、トイレ環境をはじめとする各種設備の更新を行います。 ・御成小学校旧講堂保存活用計画に基づき整備を進めます。 ・改築や長寿命化改修については、公共施設再編計画を踏まえ、学校の適正規模や適正配置等を総合的に判断した上で、計画的な整備に着手します。 <p>○中学校施設管理運営事業【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の施設及び設備の機能を維持するため、各種点検、修繕等を行います。 <p>○中学校施設整備事業【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の老朽化対策、トイレ環境をはじめとする各種設備の更新を行います。 ・改築や長寿命化改修については、公共施設再編計画を踏まえ、学校の適正規模や適正配置等を総合的に判断した上で、計画的な整備に着手します。

<施策26>スポーツ施設の管理・整備

推進方針	既存のスポーツ施設のバリアフリー化を行います。
主な取組	○体育施設管理運営事業【スポーツ課】 ・指定管理者制度等によるスポーツ施設の適正な管理、運営を行います。 ・総合体育館、グラウンドの整備に向けた検討を進めます。

<施策28>観光客の安全・安心の確保

推進方針	災害発生時でも観光客の安全・安心を確保できるような体制構築を図られるよう、防災・防犯・救急等と連携します。
主な取組	○観光振興支援事業【観光課】 ・鎌倉まつり、鎌倉花火大会など主要観光行事安全対策事業の安全対策に取り組みます。 ○海水浴場運営事業【観光課】 ・多くの海水浴客が訪れる鎌倉海岸において安全で安心な海水浴場の運営のため安全性、利便性を高める海水浴場を設置します。

<施策29>文化財の保護及び継承体制の充実

推進方針	有形・無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物等の貴重な文化財を、後世に確実に引き継いでいくため、調査・研究の成果に基づき指定・登録を進めるとともに、適切な保存修理、整備等を進めます。 また、出土品を含む貴重な文化財を適切に保存・活用するため、専門的な人材の確保や保管スペースの環境整備を進めます。
主な取組	○史跡環境整備事業【文化財課】 ・史跡永福寺跡の適正な維持管理を行うとともに、市が管理している史跡の安全対策工事などの環境整備を行います。 ○文化財調査・整備事業【文化財課】 ・埋蔵文化財を含む市内に所在する貴重な文化財の調査・研究及び指定を進め、これらの適切な保存と効果的な活用を図ります。 ○文化財保存・修理助成事業【文化財課】 ・貴重な文化財を確実に次世代に引き継ぐため、国・県と連携しながら、指定文化財の所有者に必要な支援を行い、適切な保存と効果的な活用を図ります。 ・文化財を風水害、地震、火災等の災害から守るために設立された「鎌倉文化財防災連絡協議会」への補助を行い、文化財の防災・防犯に寄与します。

● リスクシナリオ1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<施策11>火災予防対策の推進

推進方針	火災による死傷者数及び被害の減少を図るため、一般住宅への住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、住宅防火対策を進めるとともに、高齢者福祉施設などの災害弱者が利用している事業所への立入検査を強化します。
主な取組	<p>○予防活動事業【予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防の指導・広報、火気使用設備・器具等の設置についての審査及び危険物製造所等の設置等の許認可等を行います。 ・火災予防に対する相談の受付、事業所等に対する防火管理に関する指導、火災原因、損害調査及び年度査察計画に基づく査察を実施します。

<施策19>都市公園の適正な管理

推進方針	老朽化した公園施設の計画的な修繕や更新、適切な植生管理を行い、ライフサイクルコストの軽減を図りながら、都市公園の質の向上を目指します。
主な取組	<p>○緑地維持管理事業【みどり公園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な緑地の維持管理を図るため、防災等に配慮しつつ、樹木伐採等を行います。 <p>○緑地維持管理計画推進事業【みどり公園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地維持管理計画に基づき、施設修繕・更新や樹木の剪定・伐採等の計画的な維持管理を行います。 <p>○公園維持管理事業【みどり公園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な公園の維持管理を図るため、樹木剪定、草刈及び公園施設の修繕等を行います。

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 9 消防施設の整備・管理(1-1 再掲)

施策 10 消防・救急・救助体制の強化(1-1 再掲)

施策 12 様々な組織との連携(1-1 再掲)

施策 14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策 20 地域固有の景観資源の保存活用(1-1 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

施策 24 社会に開かれた教育課程の実現(1-1 再掲)

施策 25 学校施設の計画的な整備(1-1 再掲)

施策 26 スポーツ施設の管理・整備(1-1 再掲)

施策 28 観光客の安全・安心の確保(1-1 再掲)

施策 29 文化財の保護及び継承体制の充実(1-1 再掲)

● リスクシナリオ1-3

広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<施策17>下水道施設の災害対策

推進 方針	下水道BCP(業務継続計画)の運用により、災害時にも安定した下水処理ができる体制を整えます。 また、下水道施設の耐震化を図るとともに、津波対策として持続型下水道幹線再整備を進めます。
主な 取組	○下水道事業【下水道経営課・下水道河川課等】 ・幹線管渠等の老朽化、地震・津波対策として持続型下水道幹線再整備事業を実施します。

〈施策18〉河川・水路施設の整備

推進方針	<p>河川・水路施設の定期的な点検、維持管理を行うとともに、計画的な整備を進め、局所的な集中豪雨等による浸水被害の軽減を図ります。</p> <p>また、河川津波遡上対策について、県と協議を進めます。</p>
主な取組	<p>○河川維持補修事業【下水道河川課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風及び大雨による河川護岸施設等の崩壊を未然に防ぐため河床及び護岸基礎部の修繕等を順次実施します。 ・浸水被害の軽減を図るため準用河川の浚渫を行います。 ・手広、笛田地区の浸水対策として大塚川から新川への分水事業を進めます。 <p>○雨水施設維持管理事業【下水道河川課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害を軽減するため調整池の浚渫を行うなど、適切な雨水施設の維持管理を行います。

〈施策27〉漁業環境の整備・保全

推進方針	<p>漁業が安定的に営まれ、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる沿岸漁業の振興施策を推進するとともに、操業環境の整備を行います。</p>
主な取組	<p>○漁港施設管理事業【農水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰越漁港区域の維持管理のため、施設管理及び海浜整地等を行います。 <p>○鎌倉地域漁業支援施設整備事業【農水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉地域の漁業の継続及び更なる振興のため、漁業支援施策として、船揚場・漁具倉庫等の設置に向けた調査・設計及び行政手続きを進めます。

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 10 消防・救急・救助体制の強化(1-1 再掲)

施策 12 様々な組織との連携(1-1 再掲)

施策 14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

施策 24 社会に開かれた教育課程の実現(1-1 再掲)

施策 25 学校施設の計画的な整備(1-1 再掲)

施策 28 観光客の安全・安心の確保(1-1 再掲)

● リスクシナリオ1-4

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

〈施策 6〉浸水対策の推進

推進方針	市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。 また、雨水貯留施設の設置を進めるとともに、雨水排水施設の修繕や浚渫・清掃などを行い、施設を良好な状態に保つよう維持管理します。
主な取組	○下水道事業【下水道経営課、下水道河川課等】 ・浸水対策推進のため、計画降雨量の見直しや雨水出水浸水区域の指定などを行い、雨水管理総合計画の策定を進めます。 ・台風や大雨による溢水や洪水等の被害を未然に防ぐため、雨水排水施設の修繕工事を行うとともに、施設の修繕・浚渫等を行います。 ・浸水被害解消に向け雨水排水施設を整備します。

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 12 様々な組織との連携(1-1 再掲)

施策 14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策 17 下水道施設の災害対策(1-3 再掲)

施策 18 河川・水路施設の整備(1-3 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

施策 24 社会に開かれた教育課程の実現(1-1 再掲)

施策 25 学校施設の計画的な整備(1-1 再掲)

施策 28 観光客の安全・安心の確保(1-1 再掲)

● リスクシナリオ1-5

大規模な火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策 5 がけ・急傾斜地対策の推進(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 12 様々な組織との連携(1-1 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

施策 24 社会に開かれた教育課程の実現(1-1 再掲)

施策 25 学校施設の計画的な整備(1-1 再掲)

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

● リスクシナリオ2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

＜施策22＞再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進

推進方針	太陽光などの再生可能エネルギーを家庭・事業所・公共施設が積極的に導入することを促すとともに、化石燃料にできるだけ頼らないライフスタイルや生産活動を営むまちづくりを進めます。
主な取組	○環境基本計画等推進事業【環境政策課】 ・環境基本計画、地球温暖化対策地域実行計画、環境教育行動計画、エネルギー基本計画及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を適宜、改定するとともに、各施策を推進します。 ・カーボン・マネジメント強化事業の実施を始めとして、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

● リスクシナリオ2-2

孤立地域等の同時発生

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 5 がけ・急傾斜地対策の推進(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

●リスクシナリオ2-3

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 10 消防・救急・救助体制の強化(1-1 再掲)

施策 12 様々な組織との連携(1-1 再掲)

施策 14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

●リスクシナリオ2-4

想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 28 観光客の安全・安心の確保(1-1 再掲)

●リスクシナリオ2-5

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 10 消防・救急・救助体制の強化(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

●リスクシナリオ2-6

被災地における疾病・感染症の大規模発生

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 17 下水道施設の災害対策(1-3 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

●リスクシナリオ2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 23 災害時の医療救護活動の充実(1-1 再掲)

【事前に備えるべき目標】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

●リスクシナリオ3-1

被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

〈施策13〉防犯に適したまちづくりの推進

推進方針	犯罪のない環境づくりを目指し、防犯の観点から、公共施設の管理や住環境づくりに努めるほか、自治・町内会等が行っている防犯灯の維持管理等への支援を継続する。 また、社会情勢の変化や環境に配慮し、電力消費の少ない省電力型防犯灯への転換を促進します。
主な取組	○安全・安心まちづくり推進事業【地域のつながり課】 ・自治・町内会が設置する地域防犯カメラの設置費用を助成します。 ・高齢者等が設置する特殊詐欺被害防止機能を有する機器の費用を助成し、犯罪の発生抑止を図ります。

施策3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

●リスクシナリオ3-2

市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策2 建築物等の耐震化の推進(1-1 再掲)

施策7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

【事前に備えるべき目標】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

● リスクシナリオ4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

● リスクシナリオ4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

● リスクシナリオ4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策 12 様々な組織との連携(1-1 再掲)

施策 28 観光客の安全・安心の確保(1-1 再掲)

【事前に備えるべき目標】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

● リスクシナリオ5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

● リスクシナリオ5-2

エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

施策 22 再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進(2-1 再掲)

● リスクシナリオ5-3

基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

施策 22 再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進(2-1 再掲)

●リスクシナリオ5-4
食料等の安定供給の停滞

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

【事前に備えるべき目標】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

● リスクシナリオ6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

施策 22 再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進(2-1 再掲)

● リスクシナリオ6-2

下水道等の長期間にわたる供給停止

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 17 下水道施設の災害対策(1-3 再掲)

● リスクシナリオ6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 17 下水道施設の災害対策(1-3 再掲)

● リスクシナリオ6-4

交通インフラの長期間にわたる機能停止

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

● リスクシナリオ6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 18 河川・水路施設の整備(1-3 再掲)

施策 19 都市公園の適正な管理(1-2 再掲)

【事前に備えるべき目標】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

●リスクシナリオ7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

施策1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策2 建築物等の耐震化の推進(1-1 再掲)

施策3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

施策4 避難対策の推進(1-1 再掲)

施策7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策9 消防施設の整備・管理(1-1 再掲)

施策10 消防・救急・救助体制の強化(1-1 再掲)

施策11 火災予防対策の推進(1-2 再掲)

施策12 様々な組織との連携(1-1 再掲)

施策14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策15 道路の整備(1-1 再掲)

施策16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

施策20 地域固有の景観資源の保存活用(1-1 再掲)

施策29 文化財の保護及び継承体制の充実(1-1 再掲)

●リスクシナリオ7-2

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

施策2 建築物等の耐震化の推進(1-1 再掲)

施策8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策17 下水道施設の災害対策(1-3 再掲)

【事前に備えるべき目標】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

●リスクシナリオ8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈施策21〉ごみの適切な処理体制の構築

推進方針	市施設に集めたごみについて、ごみ処理に係る最新技術や民間活力の活用、広域連携、費用負担の軽減などを踏まえ、環境に配慮した安定的で効率的なごみ処理体制の構築に取り組みます。 災害時には「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づいた対応を行います。
主な取組	○廃棄物処理施策推進事業【ごみ減量対策課・環境施設課・環境センター】 ・新たな資源化の推進及び資源化施設の整備を図り、安定的なごみ処理体制の構築を目指します。 ○ごみ処理広域化計画推進事業【環境施設課】 ・「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」の実現に向けた取組により安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を目指すとともに、災害時の国・県・他自治体とのネットワーク構築を図ります。 ○ごみ収集事業・ごみ資源化事業【ごみ減量対策課】 ・民間事業者と連携した収集運搬、資源化処理を進めるとともに、不測の事態に備えたバックアップ体制の構築により、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確立を図ります。 ・「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に適正な処理を行うとともに、逐次計画の見直し等を行い、実効性を向上させます。

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策 19 都市公園の適正な管理(1-2 再掲)

●リスクシナリオ8-2

復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策 15 道路の整備(1-1 再掲)

施策 16 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕(1-1 再掲)

●リスクシナリオ8-3

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 6 浸水対策の推進(1-4 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 8 危機管理体制の整備(1-1 再掲)

施策 14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策 17 下水道施設の災害対策(1-3 再掲)

施策 18 河川・水路施設の整備(1-3 再掲)

● リスクシナリオ8-4

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策 3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

施策 13 防犯に適したまちづくりの推進(3-1 再掲)

施策 20 地域固有の景観資源の保存活用(1-1 再掲)

施策 29 文化財の保護及び継承体制の充実(1-1 再掲)

● リスクシナリオ8-5

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策 1 総合的な防災体制の強化(1-1 再掲)

施策 3 地域防災力の強化(1-1 再掲)

施策 7 業務継続計画(BCP)運用体制の整備(1-1 再掲)

施策 14 災害に強いまちづくりの推進(1-1 再掲)

施策 19 都市公園の適正な管理(1-2 再掲)

第6章 市地域計画の推進と見直し

第1節 市地域計画の推進体制

強靱化に向けた取組は、全庁体制のもと一丸となって推進する必要があります。

また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力が非常に重要であり、平時から様々な取組を通じた関係構築を進め、効果的な施策の実施に努めます。

第2節 進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握する必要があります。

進捗状況の把握に当たり、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価と連携して実施します。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

市だけでは対応できない事項は、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じて事業の推進を図ります。

第3節 計画の見直し

市地域計画は、今後の社会情勢の変化や国・県等の強靱化に関する施策の取組状況、市総合計画の見直し、大規模災害による社会情勢の変化や本市施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

なお、市地域計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針となるものとして位置づけていることから、国土強靱化に関係する他の計画は、計画の見直し・修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画との整合を図ります。